

株式交換に関する事後開示書面  
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号、  
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 2 月 1 日

中本パックス株式会社  
M I C S 化学株式会社

2024年2月1日

大阪市天王寺区空堀町2番8号  
中本パックス株式会社  
代表取締役社長 河田 淳

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北山158番地89  
M I C S化学株式会社  
代表取締役社長 大塚 茂樹

### 株式交換に関する事後開示事項

中本パックス株式会社（以下「中本パックス」といいます。）及びM I C S化学株式会社（以下「M I C S化学」といいます。）は、2023年10月17日付で両者の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2024年2月1日を効力発生日として、中本パックスを株式交換完全親会社、M I C S化学を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2024年2月1日

#### 2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

##### (1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行ったM I C S化学の株主はいませんでした。

##### (2) 会社法第785条の規定による手続の経過

M I C S 化学は、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定により、2024 年 1 月 11 日付で、M I C S 化学の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である中本パックスの商号、住所及び買取口座を電子公告にて公告いたしました。が、会社法第 785 条第 1 項に基づく株式買取請求を行った M I C S 化学の株主はいませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

中本パックスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

中本パックスは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 1 月 11 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である M I C S 化学の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、中本パックスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により中本パックスに移転したM I C S 化学の株式の数は、本株式交換により中本パックスがM I C S 化学の発行済株式の全部（ただし、中本パックスが所有するM I C S 化学株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のM I C S 化学の発行済株式総数から中本パックスが所有するM I C S 化学の株式の数を除外した 2,669,540 株です。なお、上記発行済株式総数は、後記 5.（4）記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) 中本パックスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を中本パックスに通知した中本パックスの株主はいませんでした。
- (2) M I C S 化学は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2023 年 12 月 27 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) M I C S 化学の普通株式は、2024 年 1 月 30 日付で、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止となりました。
- (4) M I C S 化学は、2023 年 12 月 14 日開催の取締役会決議に基づき、基準時の直前の時点をもって、基準時の直前の時点において所有していた自己株式 572,460 株の全部を消却いたしました。
- (5) 中本パックスは、本株式交換により、基準時のM I C S 化学の株主（ただし、中本パックスを除きます。）に対して、その所有するM I C S 化学の普通株式 1 株につき中本パックスの普通株式 0.28 株の割合をもって、中本パックスの普通株式を割当交付いたしました。なお、中本パックスが割当交付した中本パックスの普通株式の合計は 747,471 株です。
- (6) 本株式交換に伴い増加した中本パックスの資本金及び準備金は、以下のとおりです。
  - ① 資本金 : 0 円

- ② 資本準備金：会社計算規則第 39 条に従い中本ボックスが別途定める額
- ③ 利益準備金：0 円

以上